



社会参加をサポートします

④健康課（健康センターミルネ内） ☎ 88 - 5750

がん治療を受けている人の心理的な負担を減らし、就労や社会参加を促すことで、療養生活の質がよりよいものになるよう、医療用ウィッグ（かつら）や帽子、乳房補正具（補正下着や人工乳房）の購入経費の一部を助成します。

■対象 / 次のいずれにも該当する人

①申請時に丹波市に住民票がある②がんと診断され、その治療を受けた、または現に受けている③補助の対象となる補正具を購入した④下記の所得要件を満たす⑤過去に県内他市町から同種の補助を受けていない⑥市税を滞納していない

■対象になる補正具と助成金額

区分	要件	台数	補助 上限額
医療用 ウィッグ	医療用ウィッグ、毛付 き帽子、医療用帽子 ※装着時に皮膚を保護 するネットを含む	1台	5万円
乳房 補正具	補正下着※下着ととも に使用するパッドを含 む 人工乳房※体内に埋 め込まれたものを除く	補正下着か人工乳 房のいずれか一方。人工乳房につ いては、両側乳が んを除き1台。	1万円 5万円

■所得要件

補助の対象となる補 正具を購入した人	前年の所得額※1月～5月の申請は 前々年の所得額
未成年（既婚の場合 を除く）	購入者と生計を一にする親権者全員 の所得額の合計が 400 万円未満
成年かつ未婚	400 万円未満
既婚	購入者およびその配偶者の所得額 の合計が 400 万円未満

※申請方法など詳しくは、健康課まで問い合わせてください。

令和5年度 

市税の納期のお知らせ

問 税務課（本庁舎内）市民税係 ☎ 82 - 2070 資産税係 ☎ 82 - 2003 収納対策係 ☎ 82 - 1535

各種市税の納期は次のとおりですので、期限内の納付をお願いします。なお、市税の納付は口座振替が便利です。ぜひ利用ください。

[illegible]

高齢者の外出を支援します

高齢者外出支援事業

☎ 申問介護保険課（本庁第2庁舎内） ☎ 88-5267

高齢者のフレイル予防を目的として、外出を促すため、バスなどで使える共通券を配布しています。今年度からタクシー、デマンド（予約）型乗合タクシーも使用できます。

■対象 / 丹波市に住民票があり居住している70歳以上で、自動車運転免許証を所持していない、または自動車の運転をしない①から③のすべてに当てはまる人。

①介護保険要介護認定を受けていない、または
要介護1以下

※要介護2以上の場合、おでかけサポート事業の利用が可能

②市民税非課税世帯、または、市民税課税世帯のうち本人が市民税非課税で、課税年金収入額と所得金額の合計額が 80 万円以下

③おでかけサポート事業に登録していない

■助成内容 / 下記の券を交付します

バス・デマンド（予約）型乗合タクシー・タク
シー共通券（100円券）を年間30枚

※ 1 回の乗車につき、使用上限枚数は 3 枚

※運賃との差額は自己負担

■申請方法 / 高齢者あんしんセンター、各支所（氷上支所を除く）にある申請書に必要事項を記入して提出

■申込期間 / 令和5年4月～令和6年3月

※期間中 1 回だけ交付します。





市内での宿泊を伴う移住体験の

■ ツアー費用を補助します

☎ 088 - 5360 市環境課（本庁舎内）

市内での宿泊を伴う移住体験ツアーの実施を促進するため、移住体験ツアー促進事業補助金の申請事業者を募集します。

■対象 / 市内に所在する旅行業者もしくは移住体験ツアーを実施しようとする法人

■補助金額 / 1 件あたり、ツアー参加者の居住地とツアー代金などに応じて最大 25 万円

■募集ツアー数 / 先着 4 件

■申請方法 / ツアー募集開始の 2 週間前までに認定申請手続きが必要です。

■そのほか / 補助金はツアー代金の割引きにあてることが必要です。また、市外在住者の移住体験を目的としない、単なる観光ツアーなどは対象になりません。詳しくは、ホームページを確認ください。



薪ストーブ・薪ボイラー設置に

■ 20 万円を補助します

☎ 078 - 9999 市環境課（丹波市クリーンセンター内）

市内の森林資源を活用し、地球温暖化の防止と森林環境の保全などを目的に、薪ボイラー・薪ストーブ設置費用の一部を補助します。

■対象 / 市内在住の個人・法人・事業者など

■補助要件 / 次のいずれにも該当すること

①薪ストーブなどの主たる材質が鋳鉄・鋼板などで未使用品であること

②二次燃焼などの性能があるもので、二重断熱構造の煙突を使用すること

③関係法令で定める設置基準を遵守すること

④丹波市産の薪を燃料にすること

※そのほか詳細要件あり

■補助金額 / 工事費を除く購入費用の 3 分の 1 以内

※ 1 台あたり上限 20 万円 ※先着 15 人

■申請期限 / 令和 6 年 1 月 31 日（水）まで

■そのほか / 設置工事前に申請が必要です。詳しくは、環境課まで問い合わせ、またはホームページを確認ください。



「耐震診断を受けたい」「耐震改修をしたい」人は

■ 簡易耐震診断推進事業などを利用ください

☎ 074 - 2364 市都市住宅課（春日庁舎内）

◇共通項目

■対象者 / 市内にある住宅の所有者

■対象住宅 / 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅。店舗併用住宅は、住宅用途部分が延べ床面積の 2 分の 1 を超えるもの。

■受付期間 / 11 月 30 日（木）まで※③と④は 9 月 29 日（金）まで

①簡易耐震診断推進事業

住宅の耐震性を指定の耐震診断員が診断する場合、その費用を補助します。

■補助金 / 全額※非木造または市外の診断員が実施する場合などは一部負担有

②耐震改修計画策定

①を実施し、耐震性が低いと診断された住宅の、耐震性向上のための計画策定費用の一部を補助します。

■補助金 / 費用の 6 分の 5 または 25 万円のどちらか低い額

③耐震改修工事

②を実施し、耐震性向上のための改修工事を行う場合、その費用の一部を補助します。※兵庫県の「住宅改修業者登録制度」に登録のある業者が行う工事のみ対象。

■補助金 / 対象工事費が 300 万円以上の場合、定額 130 万円※所得制限有。対象工事費が 300 万円以下の場合も補助対象。工事費によって補助額が変動します。※所得制限有。兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済制度）の加入が必要。

④建替工事

①を実施し、耐震性が低いと診断された住宅を建て替える場合、費用の一部を補助します。

■補助金 / 対象工事費の 4 分の 1 ※上限 100 万円。※所得制限有。兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済制度）の加入が必要。



市からの情報発信やクーポンがもらえる 

「ふるさと住民」募集中

問総合政策課（本庁舎内） ☎ 82 - 0916

「ふるさと住民登録制度」は、市外に住んでいる丹波市出身者や、市を訪れる丹波市ファンの皆さんにふるさと住民として登録いただき、市外在住者とのつながりを深める制度です。市外に住んでいる人が登録できます。ふるさと住民には情報発信やクーポンの発行などを行っています。

また、平成 13 年 4 月 2 日～平成 17 年 4 月 1 日に生まれた丹波市出身者が新規にふるさと住民登録をした場合、登録 1 年目の特典として 5,000 円相当の丹波市産品を贈呈します。この機会に、家族の皆さんから、丹波市を離れた大学生や社会人の皆さんに、ぜひ登録を呼びかけてください。

■対象者 / 市外在住者

■登録方法 / ふるさと住民特設サイト「おかえり丹波」から登録

■そのほか / 登録 1 年目の特典は、9 月 30 日（土）までの登録者が対象です。※先着 200 人まで



J R での通勤通学は 

市営駐車が便利

申問 丹波市デマンド会 ☎ 82 - 6644

市営駐車場は J R 各駅周辺に開設しており、通勤、通学をはじめ、どなたでも月極と一時利用ができます。営業は 24 時間、年中無休。利用料金と空き状況をお知らせします。

■料金・空き状況一覧表（令和 5 年 3 月 1 日現在）

駐車場名	一時料金		月極料金	
	1 時間以内	1 時間超 (円 / 回)	料金	※空き状況
柏原駅東駐車場	—	—	4,000 円	空有
柏原駅前駐車場	無料	300 円	—	—
石生駅西駐車場	無料	300 円	3,000 円	空有
黒井駅前駐車場	無料	300 円	—	—
黒井駅前月極駐車場	—	—	3,000 円	空有
谷川駅前駐車場	無料	300 円	—	—
下滝駅前駐車場	無料	300 円	3,000 円	空有
市島駅前駐車場	無料	300 円	3,000 円	空有
丹波竹田駅前駐車場	無料	300 円	3,000 円	空有

※一時預かり駐車場は、ICOCA などの電子マネーも利用できます。

※月極駐車場の利用申請・空き情報などは丹波市デマンド会に問い合わせください。

障がい者施策推進協議会／障がい者虐待対策・障がい者差別解消支援地域協議会

委員を募集します

申問 障がい福祉課（本庁第 2 庁舎内） ☎ 88-5263



市の障がい福祉施策に関して市民の皆さんの意見を反映させるため、各協議会の委員を募集します。

協議会名	丹波市障がい者施策推進協議会	丹波市障がい者虐待対策・障がい者差別解消支援地域協議会
募集人数	2 人	2 人
任期	委嘱日から令和 8 年 3 月 31 日まで	委嘱日から令和 7 年 3 月 31 日まで
応募資格	市内に在住している 18 歳以上（令和 5 年 4 月 1 日現在）で、障がい福祉施策に関心がある人 ※丹波市議会議員、丹波市職員は除く。	市内に在住している 18 歳以上（令和 5 年 4 月 1 日現在）で、障がいのある人が安心して暮らすことができる地域づくりに関心がある人 ※丹波市議会議員、丹波市職員は除く。
募集期限	5 月 8 日（月）正午※必着	
応募方法	市役所、各支所に備え付けの委員応募用紙に 800 字程度にまとめた作文（様式任意）を添付し期間内に提出ください。	
作文のテーマ	障がいのある人が自分らしく暮らすことができる地域づくりにおいて必要なこと。	障がいのある人の権利が守られる地域づくりに必要なこと。
協議会の開催	年間約 5 回、平日の昼間に各 2 時間程度、市内で開催を予定。 ※初回は 6 月 2 日（金）午後 2 時開催予定。	年間約 2 回、平日の昼間に 2 時間程度、市内で開催を予定。
そのほか	協議会出席の都度、市の定める基準により報酬・旅費を支払います。	